◎調達機関番号　102　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（仮称）千葉支社ビル新築他

⑶　工事場所　千葉県千葉市中央区弁天二丁目545番５他

⑷　工事概要

（支社ビル棟新築）地上／鉄骨造、地下／鉄筋コンクリート造、地上８階地下１階建、延床面積約12,800㎡

（危険品庫新築）コンクリートブロック造、平屋建、約70㎡

（既存危険品庫撤去）コンクリートブロック造、平屋建、約70㎡

詳細については、別冊図面並びに仕様書、特記仕様書、補足仕様書及び追加仕様書（以下合わせて「仕様書等」という。）のとおり。

⑸　工期　平成24年８月31日まで

⑹　使用開始時期　支社ビル棟　平成24年６月20日予定

⑺　使用する主要な資材　コンクリート約5,200㎥、鉄骨約1,900ｔ、鉄筋約690ｔ、板ガラス約860㎡

⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象工事である。

⑼　本工事は、契約締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。

⑽　本工事は、既設の総武本線及び都市計画道路に近接する工事である。列車運行の安全確保はもとより、既設構造物及び都市計画道路（弁天27号線）に有害な影響を与えないよう、請負者の責任において、入札説明書・仕様書等の内容を遵守するとともに列車運行、周辺の交通、既設構造物の安全及び本工事の品質等を確保し施工すること。

⑾　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認により、仕様書等及び手続に変更が生じる可能性がある。

⑿　本工事に関係する電気工事は別途発注とする。電気工事担当者と連絡調整をとり本工事を進めること。

⒀　支社ビル棟地下１階電気室及び外周ケーブルルートを平成23年12月中旬に別途発注する電気工事に引き渡す。平成24年４月上旬に受電を予定する。また、支社ビル棟使用開始にあたって、行政検査を受けるため、支社ビル棟地下１階非常用発電機室を平成24年１月中旬、支社ビル棟各階ＥＰＳ及び支社ビル棟発電機煙突を平成24年２月上旬、支社ビル棟１階警備室（防災設備室）を平成24年２月中旬に、電気工事に引き渡す。

⒁　支社ビル棟工事に先立ち、危険品庫の新設・撤去を行う必要がある。危険品庫を新設した後、新設した危険品庫への危険品移動作業（なお、当該移動作業は本工事に含まない。）終了後に、既存危険品庫を撤去すること。なお、既存危険品庫及び新設危険品庫に保管している危険品を、工事期間中も取り出すことがあるため、監督員と連絡を密にとり工事を進めること。

⒂　既設構造物の周囲の各埋設物に有害な影響を与えないよう監督員と連絡を密にとり工事を進めること。

⒃　本工事は、第一種住居地域に隣接して施工されるものであり、周辺の住居者・家屋に騒音・振動等の影響を及ぼさないように請負者の責任において施工すること。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。

⑸　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当工事事務所が認める外国での施工実績を含む。

①　単体又は共同企業体の場合の代表者は、ア）及びイ）の全ての施工実績を有すること。

ア）階数地上８階以上及び延床面積10,000㎡以上の各条件をすべて満たす事務所ビル又は商業ビルの新築工事

イ）鉄道営業線近接工事または日本国内での鉄道営業線近接工事における安全対策と同等の対策を必要とする外国での鉄道営業線近接工事

ただし、上記ア）、イ）は別々の工事でもよい。

②　共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、延床面積5,000㎡以上の事務所ビル又は商業ビルの新築工事の施工実績を有すること。

⑹　単体又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。

また、次の基準を満たす工事管理者を本工事に配置できること。

①　監理技術者　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①ア）及びイ）に定める工事（別々の工事でもよい。）において、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験がそれぞれ１年以上あり、かつ１級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。

②　工事管理者　社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。

③　その他　配置予定の監理技術者及び工事管理者にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑺　本工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

⑻　当工事事務所との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。

⑼　一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、共同企業体を構成する場合は、共同企業体競争参加願書、委任状、共同企業体協定書（あわせて以下「参加願書等」という。）を提出する期限である提出期間の最終日から開札の時までの期間に、当工事事務所から発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。

⑽　申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。

⑾　申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当工事事務所との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。

⑿　共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たす者であること。

①　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと。（入札説明書参照）

②　構成員の数は２ないし３者とする。構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上、３者の場合は20%以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。

③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

⒀　工事全般の安全管理計画及び監理技術者の理解度・取組み姿勢が不適切でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

①　工事全般の安全管理計画を評価する。

②　監理技術者の理解度・取組み姿勢をヒアリング結果に基づき評価する。

⑵　総合評価の方法

①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

②　加算点　加算点は、⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、①及び②の合計点（10点満点）とする。

③　総合評価は、上記により得られる標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。